

八号)

佐川急便事件の徹底究明に関する請願(正森成二君紹介)(第二二〇九号)

同(辻第一君紹介)(第二三八一号)

佐川疑惑を徹底究明し、関係議員の辞職と政治腐敗防止の緊急立法に関する請願(和田貞夫君紹介)(第二二一〇号)

佐川疑惑の徹底究明に関する請願(辻第一君紹介)(第二二一一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

永年在職議員として表彰された元議員稲葉修君逝去につき弔詞贈呈報告の件

商工委員長辞任の件

商工委員長の選挙の件

国家公務員等任命につき同意を求めるの件

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案起草の件

行為規範の一部を改正する規則案起草の件

衆議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案起草の件

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件

本日の本会議の議事等に関する件

○中西委員長 これより会議を開きます。
まず、元議員稲葉修君逝去につき弔詞贈呈報告の件についてありますが、去る八月十五日、永年在職議員として表彰された元議員稲葉修君が逝去されました。
ここに謹んで哀悼の意を表します。
弔詞につきましては、お手元の印刷物のとおり
の特別弔詞を、理事各位の御了承を得まして、葬儀当日、議長から贈呈していただきましたので、御了承願います。

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに文教委員長科学技術振興対策特別委員長災害対策特別委員長長の要職につき、また再度国務大臣の重任にあたられた正三位勲一等稲葉修君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

○中西委員長 また、同君に対する弔詞は、本日の本会議において、議長から贈呈の報告があり、弔詞を朗読されることとなります。
その際、議員の方は御起立を願うことになっております。

○中西委員長 次に、商工委員長辞任の件についてありますが、商工委員長武藤山治君から辞任願が提出されております。

本件は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○中西委員長 次に、商工委員長の選挙の件についてありますが、商工委員長の辞任が本会議において許可されましたならば、引き続きその後任の選挙を行うこととし、この選挙は、その手続を省略して、議長において指名するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○中西委員長 次に、国家公務員等任命につき同意を求めるの件についてありますが、宇宙開発委員会委員、公害健康被害補償不服審査会委員、中央更生保護審査会委員、電波監理審査会委員、

日本放送協会経営委員会委員、労働保険審査会委員に、お手元の印刷物にあります諸君を任命するについて、内閣から本院の同意を求めてまいっております。

一、国家公務員等任命につき同意を求めるの件
宇宙開発委員会委員
山口 開生君 曾山克巳君一一、一任期間了につきその後任

公害健康被害補償不服審査会委員
中門 弘君 太田尊郎君辞任予定につきその後任

中央更生保護審査会委員
宮本美沙子君 一一、二四任期間了につき再任

電波監理審査会委員
生田 正輝君 一一、二四任期間了につき再任

日本放送協会経営委員会委員
石田名香雄君 一一、八任期間了につき再任

緒方 裕君 竹見淳一君一一、八任期間了につきその後任

榊田 三郎君 三野博君一一、八任期間了につきその後任

労働保険審査会委員
小田切博文君 一一、二四任期間了につき再任

○中西委員長 本件は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○中西委員長 次に、本日の議事日程第四、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対し、日本社会党・護憲民主連合の吉田和子君から、討論の通告があります。

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○中西委員長 次に、本日予算委員会の審査を終了した平成四年度一般会計補正予算、平成四年度特別会計補正予算及び平成四年度政府関係機関補正予算について、委員長から緊急上程の申し出があります。

右各案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○中西委員長 次に、本日内閣委員会の審査を終了した平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案、日本開港銀行法の一部を改正する法律案、厚生委員会の審査を終了した廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案、建設委員会の審査を終了した住宅金融公庫法及び北海道防凍住宅建設等促進法の一部を改正する法律案の各法律案について、それぞれ委員長から緊急上程の申し出があります。

右各法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中西委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

○中西委員長 次に、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案起草の件、行為規範の一部改正の件、衆議院政治倫理審査会規程の一部改正の件についてであります。国会法改正等に関する小委員会の小委員長でありますから御報告いたします。

まず、改正の経緯について御説明いたします。昨年の十月四日に各党間の合意で設置されました政治改革協議会は、政治倫理、政治資金制度、国会改革、選挙制度など政治改革の具体策について精力的に協議を続けた結果、国会議員等の資産公開法の制定等について、議員立法として成立させることで、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党の各党の合意が得られ、その結果、国会議員等の資産公開法等三件は議院運営委員会において措置することとなりました。

これらの三件につきましては、国会法改正等に関する小委員会におきまして熱心な協議が行われ、お手元に配布いたしましたとおり、案を小委員会の案として決定いたしました次第であります。

次に、改正の内容について、順次御説明いたします。

まず、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案についてであります。が、本案は、国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判のもとに置くため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期し、もつて民主政治の健全な発達に資することを目的とするものであります。その主な内容は、第一に、国会議員は、任期開始の日において有する土地、建物等の不動産、預貯金、有価証券、取得価額が一定金額以上の自動車・美

術工芸品等の動産、ゴルフ場利用権、貸付金、借入金その他の資産等について記載した資産等報告書、また、任期開始の日後、毎年、新たに有することとなった資産等について記載した資産等補充報告書を、一定の期間内に各議院の議長に提出しなければならぬものとするものであります。

第二に、国会議員は、前年分の所得に係る総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得の金額並びに同年分の受贈財産についての贈与税の課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、一定の期間内に各議院の議長に提出しなければならぬものとするものであります。

第三に、国会議員は、毎年、四月一日において報酬を得て会社等の役員等についている場合には、会社等の名称、住所、職名を記載した関連会社等報告書を、一定の期間内に各議院の議長に提出しなければならぬものとするものであります。

第四に、資産等報告書等は、七年間保存しなければならないこととし、また、何人も、各議院の議長にその閲覧を請求することができるようにしようとするものであります。

第五に、地方公共団体における資産等の公開については、平成七年末までに、条例により、国会議員に準じて必要な措置を講ずるようにしようとするものであります。

なお、本案は、平成五年一月一日から施行することになっております。

また、本案の施行の日において国会議員である者は、資産等報告書を、一定の期間内に各議院の議長に提出しなければならぬものとするものであります。

次に、行為規範の一部改正の件についてであります。が、本規則改正案は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の施行に伴い、所要の整備を行おうとするものであり、まず第一に、企業または団体の役員についている議員は、政治倫理の確立のための国会議員の資産

等の公開等に関する法律の規定により関連会社等報告書を提出すべき場合を除き、当該企業または団体の名称、役職等を議長に届け出なければならぬものとするものであります。

第二に、収入の届け出に関する規定を削るものとするものであります。

なお、この規則は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の施行の日から施行するものとします。

次いで、衆議院政治倫理審査会規程の一部改正の件についてであります。が、本規程改正案は、政治倫理審査会の審査を充実させようとするものであります。まず第一に、審査会の審査対象を、行為規範に著しく違反した場合のほか、政治倫理の確立に資するものとして、議長が定める法令の規定に著しく違反した場合を新たに審査対象とするものとするものであります。

第二に、審査会が審査の申し立てに係る事実を審査するには、「委員の過半数」から「出席委員の過半数」による議決に改めようとするものであります。

第三に、審査会は、政治倫理に關し不当な疑惑を受けたとして議員から陳明資料を添えて審査の申し出があつたときは、当該申し出に係る事実を審査しなければならぬものとし、ただし、明らかに審査する理由がないと認めるときは、その旨を当該議員に通知して、審査しないことができるものとします。

また、審査の際には、まず当該議員に弁明の機会を与えなければならぬようにするとともに、当該議員から参考人の出頭を求めるよう申し出があつたときは、正当の理由がある場合を除き、これに応ずるものとするものとします。

第四に、審査会は、審査の申し立てをされた議員等に対し勧告を二以上あわせて行うことができるとするものであります。

第五に、審査会は、審査の申し立てをされた議員等に対し勧告を行わない場合において、当該議員等の名譽を回復することが必要であると認める

ときは、所要の措置を講ずるものとするものであります。

第六に、審査会は、委員を現行十一人から二十五人に改めようとするものであります。

第七に、審査会の運営に關し協議するため、幹事会を設置することであり。

第八に、審査会が勧告の議決をするには、「委員の三分の二以上」を「出席委員の三分の二以上」に改めようとするものであります。

第九に、審査会は、傍聴を許さないものとするが、その決議により議員等の傍聴を許すものとするのであります。また、審査の申し立てをされた議員等から傍聴を許したは許さないことを求められたときは、これを尊重するものとするのであります。

第十に、審査会の会議録は、閲覧することができないこととするが、議員等の傍聴を許すものとされた審査会及び審査会の決議により認めた場合等には、閲覧することができると改めようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案
行為規範の一部を改正する規則案
衆議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案
〔本号末尾に掲載〕

○中西委員長 この際、発言を求められておりますので、これを許します。阿部末喜男君。

○阿部(末)委員 日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党を代表して、政治倫理審査会規程の改正案第二十三条、議員の傍聴について意見を申し上げます。

現行規程では、議員は原則として傍聴できることになってゐるのに、改正案では、議員の傍聴は、原則認められておらず、審査会の決議により許可することになっております。これは、議員の傍聴

だけに關しては、規定上、大変厳しくなるわけですが、議員から傍聴の申し出があったときは、これを尊重して審査会を運営されるよう、この際、与党に特段の配慮をお願いしておきたいと思ひます。

○中西委員長 奥田幹生君。

○奥田(幹)委員 その問題は、政治改革協議会並びに同実務者会議において、第二十三条の第二項に、議員や報道関係者にも傍聴を許可する規定や、第三項に、審査を申し立てられた議員等の意向を尊重する規定を入れて配慮しており、ただいまの要望は、具体的事案に照らして、審査会の幹事会において、各党の意向を反映しつつ運営が行われるものと私も期待いたしております。

○中西委員長 次に、東中光雄君。

○東中委員 日本共産党を代表いたしまして、行為規範の一部改正と衆議院政治倫理審査会規程の一部改正について反対の意見を申し上げます。

行為規範は、政治腐敗行為の再発防止策としての行為規範でなければならぬと考えております。そういう点では、職務の公正を疑わしめるような金品の授受を禁止する等の具体的な行為規範を定めてこそ行為規範としての意味があると思うのでありますが、現行の行為規範もその点で極めて抽象的であり、実効を期したいわけでありますが、今回の改正もその本質を変えるものではないという点で、私たちは、行為規範としては有効ではないという点で改正に反対するものであります。

政治倫理審査会規程につきましては、現行規程の特徴は、国政調査権に基づく証人喚問が完全に否定されております。しかも、極端な秘密審査主義がとられ、議員を含めての傍聴禁止のこともあり得るというふうになっております。著しく行為規範に違反をして、その政治的、道義的責任を明らかにしなければならぬという場合にも、議員の辞職勧告決議は不可能というふうな規定になっております。これでは政治倫理審査という点で極めて徹底を欠く、むしろ政治倫理違反の実情を

解明するということよりは、ブラックホールのように入れたら出て来なくて、わからないようにしてしまうおそれがある。

今回の改正ではそういう点がそのままで、さらに、不当な疑惑をかけられた議員の申し出による審査というのが入れられました。しかも、それは、申し出人の意思によつて公開、非公開が決められるような仕組みになっております。これでは非常に、むしろ疑惑行為の隠れみよがあるいは弁明の機会をつくるということになりかねないので、こういうやり方は強く反対せざるを得ないところであります。

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案は、不十分な点もありますけれども、公開すること自体は賛成でありますので、賛成の意思を表明しておきます。

以上です。

○中西委員長 お諮りいたします。まず、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案起草の件につきまして、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

次に、行為規範の一部改正の件につきまして、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の規則案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中西委員長 挙手多数。よつて、そのように決定いたしました。

次に、衆議院政治倫理審査会規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の規程案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中西委員長 挙手多数。よつて、そのように決

定いたしました。

○中西委員長 次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件についてであります。が、順次事務局長の説明を求めます。

○緒方事務局長 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案について御説明申し上げます。

まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件であります。この法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用されている別表第一及び別表第二の給料表を全部改正するとともに、この給料表の額に加算されている調整手当相当額の支給割合を政府職員等の例により改定しようとするもので、給料表の改定については、本年四月一日から適用し、調整手当相当額の支給割合については、平成五年四月一日から施行することといたしております。

次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件であります。この規程案は、政府職員に準じまして国会議員の給料月額等の改定を行い、本年四月一日から適用することといたしております。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案
〔本号末尾に掲載〕

○中西委員長 それでは、まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

○中西委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案、行為規範の一部を改正する規則案、衆議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

○中西委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務局長の説明を求めます。

○緒方事務局長 まず最初に、議長から、永年在職議員として表彰されました故元議員稲葉修先生に対する弔詞贈呈の報告がございまして、弔詞を朗読されます。

次に、商工委員長辞任の件についてお諮りをいたします。

本件が許可されましたならば、引き続き商工委員長の選挙を行います。この選挙は、動議によりまして、手続を省略して、議長において指名されることとなります。

次に、国家公務員等任命につき同意を求めるの件についてお諮りをいたします。採決は二回になります。一回目は宇宙開発委員会委員、公害健康被害補償不服審査会委員、電波監理審議会委員及び日本放送協会経営委員会委員で、共産党が反対

でございます。ただし、共産党は、日本放送協会経営委員会委員のうち緒方裕さん、榎田三郎さんにつきましては賛成のごとでございます。二回目は中央更生保護審査会委員及び労働保険審査会委員で、全会一致であります。

次に、動議によりまして、補正予算三案を緊急上程いたしまして、高島予算委員長の報告がございまして、三案を一括して採決いたしまして、共産党が反対でございます。

次に、動議によりまして、日程第一とともに建設委員会の法律案を緊急上程いたしまして、古賀建設委員長の趣旨弁明及び報告がございまして、採決は二回になります。一回目は日程第一で、共産党が反対でございます。二回目は住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部改正案で、全会一致であります。

次に、日程第二につき、伊藤文教委員長の報告がございまして、全会一致であります。次に、日程第三につき、村田国会等の移転に関する特別委員長の報告がございまして、共産党が反対でございます。

次に、日程第四及び第五につき、和田商工委員会理事の報告がございまして、次いで日程第四に對しまして討論が行われまして、採決は二回になります。一回目は日程第四で、社会党が反対でございます。二回目は日程第五で、全会一致であります。

次に、動議によりまして、内閣委員会の三法律案を緊急上程いたしまして、桜井内閣委員長の報告がございまして、採決は二回になります。一回目は一般職員給与法の一部改正案で、全会一致であります。二回目は特別職員給与法の一部改正案及び防衛庁職員給与法の一部改正案で、一括して共産党が反対でございます。

次に、地方行政委員会の法律案を緊急上程いたしまして、中島地方行政委員長の報告がございまして、共産党が反対でございます。

次に、法務委員会の二法律案を緊急上程いたしまして、浜田法務委員長の報告がございまして、両

案を一括して採決いたしまして、全会一致であります。

次に、大蔵委員会の二法律案を緊急上程いたしまして、太田大蔵委員長の報告がございまして、両案を一括して採決いたしまして、共産党が反対でございます。

次に、厚生委員会の法律案を緊急上程いたしまして、牧野厚生委員長の報告がございまして、全会一致であります。

次に、ただいま御決定いただきました国会議員の資産等の公開等に関する法律案、行為規範の一部改正案、衆議院政治倫理審査会規程の一部改正案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正案の四案を緊急上程いたしまして、中西委員長の趣旨弁明がございまして、採決は二回になります。一回目は国会議員の資産公開法案及び国会議員の秘書給与法の一部改正案で、全会一致であります。二回目は行為規範の一部改正案及び政治倫理審査会規程の一部改正案で、共産党が反対でございます。

本日の議事は、以上でございます。

議事日程 第四号

平成四年十二月一日

午後二時開議

第一 大阪湾臨海地域開発整備法案（建設委員長提出）

第二 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三 国会等の移転に関する法律案（海部俊樹君外十七名提出）

第四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第百二十三回国会、内閣提出）

第五 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案（第百二十三回国会、内閣提出）

○中西委員長 それでは、本日の本会議は、午後

九時三十分予鈴、午後九時四十分から開会いたします。

○中西委員長 次に、今回の本会議の件についてであります。次回の本会議は、来る三日木曜日正午から開会することいたします。

また、同日午前十一時理事会、午前十一時三十分から委員会を開会いたします。本日は、これにて散会いたします。午後八時五十分散会

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することを目的とする。

（資産等報告書の提出）

第二条 国会議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により国会議員となつた者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた国会議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。

一 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。）所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨

二 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となつてゐる土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨

三 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

四 預金（当座預金及び普通預金を除く。）貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）預金、貯金及び郵便貯金の額

五 金銭信託 金銭信託の元本の額

六 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。）種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄、株数及び額面金額の総額）

七 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が百万円を超えるものに限る。）種類及び数量

八 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することのできるものに限る。） ゴルフ場の名称

九 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）貸付金の額

十 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）借入金の額

2 国会議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなつた前項各号に掲げる資産等であつて十二月三十一日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の四月一日から同月三十日までの間に、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。

（所得等報告書の提出）

第三条 国会議員（前年一年間を通じて国会議員であつた者（任期満了又は衆議院の解散による任期終了により国会議員でない期間がある者で当該任期満了又は衆議院の解散による選挙によ

り再び国会議員となつたものにあつては、当該国会議員でない期間を除き前年一年間を通じて国会議員であつた者に限る。は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日までの間（当該期間内に任期満了又は衆議院の解散による任期終了により国会議員でない期間がある者で当該任期満了又は衆議院の解散による選挙により再び国会議員となつたものにあつては、同月一日から再び国会議員となつた日から起算して三十日を経過する日までの間）に、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が百万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となつた事実）

イ 総所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十二條第二項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第三項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第二條第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。）

ロ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定により、所得税法第二十二條の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて両議院の議長が協議して定めるもの

二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一條の二に規定する贈与税の課税価格をいう。）

（関連会社等報告書の提出）
第四條 国会議員は、毎年、四月一日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又

は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月二日から同月三十日まで（当該期間内に任期満了又は衆議院の解散による任期終了により国会議員でない期間がある者で当該任期満了又は衆議院の解散による選挙により再び国会議員となつたものにあつては、同月二日から再び国会議員となつた日から起算して三十日を経過する日までの間）に、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。

（資産等報告書の保存及び閲覧）

第五條 前三條の規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、これらを受理した各議院の議長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して七年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、各議院の議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

（細則）
第六條 この法律に定めるもののほか、国会議員の資産等の公開に関する規程は、両議院の議長が協議して定める。

（地方公共団体における資産等の公開）

第七條 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市の議会の議員並びに都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）の資産等の公開については、平成七年十二月三十一日まで、条例の定めるところにより、この法律の規定に基づく国会議員の資産等の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるものとする。

附則

1 この法律は、平成五年一月一日から施行す

る。

2 この法律の施行の日において国会議員である者は、同日において有する第二條第一項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日まで、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出された資産等報告書については、第五條の規定を準用する。

理由

政治倫理の確立を期し、国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行為規範の一部を改正する規則案
行為規範の一部を改正する規則
行為規範（昭和六十年六月二十五日議決）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條 企業又は団体の役員に就いている議員は、当該企業又は団体に関し政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の規定により関連会社等報告書を提出すべき場合を除き、当該企業又は団体の名称、役職等を議長に届け出なければならない。

第三條第一項中「報酬」の下に「（自己の事業に係るもの及び金額が年間百万円以下のものを除く。次項において同じ。）」を加える。

第四條を削り、第五條を第四條とし、第六條を第五條とする。

附則

この規則は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の施行の日から施行する。

理由

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

衆議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案
衆議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程

衆議院政治倫理審査会規程（昭和六十年六月二十五日議決）の一部を次のように改正する。

第一條中「委員の申立て」の下に「又は議員の申出」を、「行為規範」の下に「その他の政治倫理の確立に資するものとして議長が定める法令（以下「行為規範等」という。）の規定」を加える。

第二條第二項中「行為規範」を「行為規範等の規定」に改め、同条第三項中「委員」を「出席委員」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第二條之二 審査会は、政治倫理に關し不當な疑惑を受けたとして議員から陳明資料を添えて第一條の審査の申出があつたときは、当該申出に係る事実を審査しなければならない。ただし、審査会は、明らかに当該事実を審査する理由がないと認めるときは、当該申出をした議員にその旨を通知して、審査しないことができる。

第三條中「審査の申立てをされた議員」を「第二條の申立てをされた議員又は前條の申出をした議員（以下「審査の申立てをされた議員等」という。）に、「当該議員」を「当該審査の申立てをされた議員等」に、「行為規範」を「行為規範等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 審査会は、前項の勧告を二以上併せて行うことができ。

3 審査会は、審査の申立てをされた議員等に対し第一項の勧告を行わない場合において、当該審査の申立てをされた議員等の名譽を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

第六条中「十一人」を「二十五人」に改める。
第十條第一項中「審査の申立てをされた議員」を「審査の申立てをされた議員等」に改める。
第十二條の次に次の一条を加える。
第十二條の二 審査会に数人の幹事を置き、委員がこれを互選する。

2 会長は、審査会の運営に関し協議するため、幹事会を開くことができる。
第十五條第一項中「第三條」を「第三條第一項」に、「委員」を「出席委員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「議員」を「議員等」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二條第三項及び前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七條中「審査の申立て」を「第二條の申立て」に改め、同条に次の一項を加える。
2 審査会は、第二條の二の申出に係る事案の審査をしようとするときは、まず、当該申出をした議員に対し、弁明の機会を与えなければならぬ。
第十八條中「議員」を「議員等」に改める。
第二十一條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 審査会は、第二條の二の申出をした議員から参考人の出頭を求めるよう申出があつたときは、正当の理由がある場合を除き、これに必ずするものとする。
第二十一條に次の一項を加える。
4 第二項の申出をした議員は、当該申出に係る参考人に対して質疑することができ、ただし、参考人が当該議員に質疑することはできない。

「議員」を「議員等」に改める。
第二十三條第一項中「議員のほか」を削り、同条第二項中「議員の傍聴を許さない」を「議員その他の者の傍聴を許す」に改め、同条に次の一項を加える。
3 審査会は、審査の申立てをされた議員等から

議員その他の者の傍聴を許し又は許さないことを求められたときは、これを尊重するものとする。
第二十五條一項中「委員」を「幹事」に改める。
第二十六條を次のように改める。
第二十六條 審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録（議員にのみ傍聴を許すものとされた審査会の会議録を除く。）については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、審査会は、審査の終了してない事案に係る会議録を除き、その決議により会議録の閲覧を許すことができる。
3 第一項本文の規定にかかわらず、議員にのみ傍聴を許すものとされた審査会の会議録について議員からその閲覧を求められたときは、審査会は、審査に支障のない限り、その閲覧を許すものとする。
4 会議録の閲覧は、会長が指定する場所において行わなければならない。

政治倫理審査会の審査を充実させる等のため、政治倫理審査会の審査対象の拡大、審査開始の議決要件の緩和、議員の申出に基づく審査制度の創設、委員数の増員、勧告要件の緩和等の措置を講ずる必要がある。これが、この規程案を提出する理由である。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「一般職給与法第十一条の三第二項第一号の人事院規則で定める地域及び官署に

係る同号に掲げる割合（以下この項において「甲地の調整手当に係る割合」という。）を「百分の十二」に、「甲地の調整手当に係る割合を」を「百分の十二を」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三條関係）

級	号給	給料	月額
一	二	三	四
二	一	二	三
三	一	二	三
四	一	二	三
五	一	二	三
六	一	二	三
七	一	二	三
八	一	二	三
九	一	二	三
十	一	二	三
十一	一	二	三
十二	一	二	三
十三	一	二	三
十四	一	二	三
十五	一	二	三
十六	一	二	三
十七	一	二	三
十八	一	二	三
十九	一	二	三
二十	一	二	三
二十一	一	二	三
二十二	一	二	三
二十三	一	二	三
二十四	一	二	三
二十五	一	二	三
二十六	一	二	三
二十七	一	二	三
二十八	一	二	三
二十九	一	二	三
三十	一	二	三
三十一	一	二	三
三十二	一	二	三
三十三	一	二	三
三十四	一	二	三
三十五	一	二	三
三十六	一	二	三
三十七	一	二	三
三十八	一	二	三
三十九	一	二	三
四十	一	二	三
四十一	一	二	三
四十二	一	二	三
四十三	一	二	三
四十四	一	二	三
四十五	一	二	三
四十六	一	二	三
四十七	一	二	三
四十八	一	二	三
四十九	一	二	三
五十	一	二	三
五十一	一	二	三
五十二	一	二	三
五十三	一	二	三
五十四	一	二	三
五十五	一	二	三
五十六	一	二	三
五十七	一	二	三
五十八	一	二	三
五十九	一	二	三
六十	一	二	三
六十一	一	二	三
六十二	一	二	三
六十三	一	二	三
六十四	一	二	三
六十五	一	二	三
六十六	一	二	三
六十七	一	二	三
六十八	一	二	三
六十九	一	二	三
七十	一	二	三
七十一	一	二	三
七十二	一	二	三
七十三	一	二	三
七十四	一	二	三
七十五	一	二	三
七十六	一	二	三
七十七	一	二	三
七十八	一	二	三
七十九	一	二	三
八十	一	二	三
八十一	一	二	三
八十二	一	二	三
八十三	一	二	三
八十四	一	二	三
八十五	一	二	三
八十六	一	二	三
八十七	一	二	三
八十八	一	二	三
八十九	一	二	三
九十	一	二	三
九十一	一	二	三
九十二	一	二	三
九十三	一	二	三
九十四	一	二	三
九十五	一	二	三
九十六	一	二	三
九十七	一	二	三
九十八	一	二	三
九十九	一	二	三
一百	一	二	三

別表第二（第三條関係）

級	号給	給料	月額
一	二	三	四
二	一	二	三
三	一	二	三
四	一	二	三
五	一	二	三
六	一	二	三
七	一	二	三
八	一	二	三
九	一	二	三
十	一	二	三
十一	一	二	三
十二	一	二	三
十三	一	二	三
十四	一	二	三
十五	一	二	三
十六	一	二	三
十七	一	二	三
十八	一	二	三
十九	一	二	三
二十	一	二	三
二十一	一	二	三
二十二	一	二	三
二十三	一	二	三
二十四	一	二	三
二十五	一	二	三
二十六	一	二	三
二十七	一	二	三
二十八	一	二	三
二十九	一	二	三
三十	一	二	三
三十一	一	二	三
三十二	一	二	三
三十三	一	二	三
三十四	一	二	三
三十五	一	二	三
三十六	一	二	三
三十七	一	二	三
三十八	一	二	三
三十九	一	二	三
四十	一	二	三
四十一	一	二	三
四十二	一	二	三
四十三	一	二	三
四十四	一	二	三
四十五	一	二	三
四十六	一	二	三
四十七	一	二	三
四十八	一	二	三
四十九	一	二	三
五十	一	二	三
五十一	一	二	三
五十二	一	二	三
五十三	一	二	三
五十四	一	二	三
五十五	一	二	三
五十六	一	二	三
五十七	一	二	三
五十八	一	二	三
五十九	一	二	三
六十	一	二	三
六十一	一	二	三
六十二	一	二	三
六十三	一	二	三
六十四	一	二	三
六十五	一	二	三
六十六	一	二	三
六十七	一	二	三
六十八	一	二	三
六十九	一	二	三
七十	一	二	三
七十一	一	二	三
七十二	一	二	三
七十三	一	二	三
七十四	一	二	三
七十五	一	二	三
七十六	一	二	三
七十七	一	二	三
七十八	一	二	三
七十九	一	二	三
八十	一	二	三
八十一	一	二	三
八十二	一	二	三
八十三	一	二	三
八十四	一	二	三
八十五	一	二	三
八十六	一	二	三
八十七	一	二	三
八十八	一	二	三
八十九	一	二	三
九十	一	二	三
九十一	一	二	三
九十二	一	二	三
九十三	一	二	三
九十四	一	二	三
九十五	一	二	三
九十六	一	二	三
九十七	一	二	三
九十八	一	二	三
九十九	一	二	三
一百	一	二	三

附則

（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三項の改正規定及び附則第三項の規定は、平成五年四月一日から施行する。
2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、平成四年四月一日から適用する。
3 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては、この法律による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律附則第十三項中「百分の十二」とあるのは、「百分の十一」とする。
（給与の内払）
4 改正後の法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

理由
一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案
国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

国会議員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。
第十五條第一項中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 特別給料表(第一条関係)

別表第二 指定職給料表(第一条関係)

号	給	給 料 月 額
1		円 557,000
2		617,000
3		686,000
4		761,000
5		820,000
6		881,000
7		961,000
8		1,040,000
9		1,117,000
10		1,195,000
11		1,266,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

職 名	給 料 月 額
国立国会図書館の館長	一、五八一、〇〇〇円
各議院事務局の事務総長	一、五四七、五〇〇円
各議院法制局の法制局長	一、五一四、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員	一、二三〇、五〇〇円
国立国会図書館の専門調査員	一、一一七、〇〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	一、〇四〇、〇〇〇円
八号給	九六一、〇〇〇円
七号給	四八三、八〇〇円
六号給	四四七、〇〇〇円
五号給	四〇八、〇〇〇円
四号給	三六七、三〇〇円
三号給	三二七、三〇〇円
二号給	二九四、六〇〇円
一号給	二六九、七〇〇円
参事	二五〇、一〇〇円

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	127,800	161,400	175,300	205,000	221,700	240,900	259,200	279,500	312,500	350,700	399,200
3	131,900	167,800	181,200	212,800	230,000	249,400	268,000	288,900	324,200	363,000	413,900
4	136,200	174,600	187,300	220,700	238,500	257,900	277,100	298,500	336,000	375,500	428,800
5	141,000	180,100	193,600	229,000	246,700	266,500	286,200	308,500	347,800	388,000	443,700
6	146,600	184,700	200,300	237,400	254,800	275,200	295,500	318,600	359,600	400,700	458,700
7	152,300	189,300	207,800	245,600	262,900	283,900	304,900	328,600	371,500	413,300	473,700
8	157,900	193,800	215,000	253,500	271,100	292,700	314,600	338,700	383,700	425,800	489,000
9	162,100	198,000	222,100	261,400	279,200	301,900	324,300	348,800	395,900	438,300	504,500
10	165,400	202,200	228,200	269,200	287,300	311,100	334,100	358,800	408,000	450,800	519,700
11	168,200	206,500	234,200	277,000	295,400	320,700	343,900	368,800	419,600	463,300	534,800
12	170,800	210,700	240,100	284,700	303,500	330,500	353,600	378,800	430,800	474,300	546,700
13	173,300	214,900	245,800	292,300	311,400	340,200	362,900	388,800	441,900	484,500	554,600
14	175,400	218,200	251,300	299,700	319,300	349,900	371,900	398,600	451,300	493,200	562,100
15	177,500	221,300	255,500	307,100	327,000	359,200	379,900	408,100	459,200	500,400	568,300
16	179,100	224,400	261,500	313,800	333,300	367,700	387,000	415,800	466,800	505,000	573,100
17		227,400	266,400	320,200	339,100	374,500	393,400	423,000	472,200		
18		230,200	270,900	324,900	344,400	381,000	399,000	427,800	476,800		
19		232,200	274,800	329,000	348,800	385,600	403,900	432,400	481,100		
20			278,400	333,100	352,900	390,100	408,500	436,800			
21			281,300	336,100	356,700	394,500	412,900	440,700			
22			284,100	339,000	360,000	398,900	416,800	444,500			
23			286,800	341,800	363,300	403,000	420,500				
24			289,500	344,800	366,700	406,700					
25			292,000	347,900	370,000	410,300					
26			294,500	350,800	372,800						
27			296,900	353,600	375,600						
28			299,300	356,000							
29			301,700	358,400							
30			304,100								
31			306,400								
32			308,600								
			310,800								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

ロ 行政職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	155,900	172,900	189,000	212,800	239,500
2	114,500	162,200	178,200	194,500	219,300	246,300
3	118,100	167,500	183,600	200,300	225,800	253,200
4	121,500	172,800	189,000	206,500	232,300	260,800
5	124,800	177,500	194,400	212,700	238,900	268,500
6	128,600	182,200	200,100	219,000	245,400	276,600
7	133,100	186,900	206,000	224,800	251,600	284,600
8	137,600	191,600	211,800	230,400	257,400	292,800
9	143,200	196,300	217,600	236,000	263,000	301,100
10	149,100	201,200	223,200	241,500	268,600	309,200
11	155,700	206,100	228,500	246,500	274,300	317,200
12	162,000	210,800	233,700	251,500	279,900	325,200
13	167,200	215,500	238,800	256,500	285,500	333,100
14	172,100	220,000	243,600	261,500	291,000	340,000
15	176,400	224,500	248,400	266,500	296,500	346,900
16	180,600	228,600	253,100	271,700	301,900	353,800
17	184,500	232,400	258,000	276,200	307,100	360,500
18	188,300	236,200	263,000	280,500	311,900	366,600
19	191,500	239,900	267,500	284,200	316,500	372,100
20	194,200	242,500	271,800	287,800	320,800	377,200
21	196,900	244,800	275,000	291,200	324,800	382,100
22	199,700	247,100	278,000	294,500	328,700	386,400
23	202,500	249,300	280,600	297,600	331,600	389,800
24	205,100	251,400	283,200	300,700	334,300	
25	207,500	253,500	285,600	303,500	336,800	
26	209,600	255,600	288,000	306,100	339,200	
27	211,800	257,800	290,400	308,600	341,600	
28	213,900	260,000	292,800	310,900		
29	216,000	262,100	295,100	313,100		
30	218,000	264,100	297,400	315,300		
31	219,800	266,000	299,400			
32	221,600	267,900				
33		269,800				

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	175,300	212,800	248,000	277,500	308,500	330,600
2	141,000	161,400	181,200	220,700	257,200	287,200	318,800	341,000
3	146,600	167,800	187,300	229,200	266,500	297,100	329,100	351,500
4	152,300	174,600	193,600	238,400	275,600	307,200	339,400	362,000
5	157,900	180,100	200,300	247,600	284,800	317,500	349,700	373,400
6	162,100	184,700	207,800	256,700	293,900	327,800	360,000	386,700
7	165,400	189,300	215,000	265,800	303,000	338,100	370,300	398,200
8	168,000	193,800	222,000	274,900	312,100	348,400	381,400	409,400
9	170,300	198,000	228,000	284,100	321,200	358,500	391,500	420,000
10	172,000	201,900	233,700	293,200	330,400	368,400	398,900	430,600
11		204,700	239,000	302,300	339,300	378,200	405,900	441,100
12		206,900	243,500	311,100	347,200	387,400	412,700	449,000
13		208,800	247,600	319,800	353,800	393,500	418,700	456,800
14		210,700	251,100	328,400	360,100	398,400	424,400	464,300
15		212,600	254,300	335,800	365,600	403,200	430,100	470,000
16			257,000	342,400	370,100	407,700	435,300	474,600
17			259,700	347,300	374,600	412,200	439,700	479,000
18			262,400	351,800	378,700	416,600	443,700	483,400
19			265,100	355,500	382,600	420,700		487,800
20			267,700	359,100	386,400	424,400		492,200
21			270,300	362,700	390,100	428,100		496,500
22			272,900	366,400	393,300			500,700
23			275,500	370,000	396,500			504,900
24			277,800	373,500				
25			280,000	376,900				
26			282,200	379,800				
27			284,400	382,700				
28			286,600					
29			288,800					

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	217,800	242,000	268,900	292,000	317,200
2	149,100	188,000	224,800	250,600	278,300	301,500	326,900
3	156,300	195,600	232,400	259,200	287,800	311,000	336,800
4	163,500	203,200	240,900	267,900	297,300	320,500	346,700
5	170,200	210,000	249,500	276,500	306,800	330,000	356,600
6	178,900	216,300	258,100	285,600	316,300	339,900	366,700
7	187,500	222,900	266,700	294,100	325,800	349,800	377,100
8	194,800	229,600	275,300	302,900	335,700	359,900	387,400
9	201,500	237,400	283,900	311,700	345,600	370,300	398,500
10	208,200	245,200	291,900	320,700	355,700	380,500	409,400
11	214,200	253,000	300,300	329,900	366,100	391,000	420,300
12	220,200	260,800	309,000	339,200	376,300	401,600	431,100
13	226,400	268,600	318,000	348,500	386,800	411,800	441,800
14	232,700	276,500	327,000	358,000	397,100	421,600	452,300
15	240,100	284,400	336,000	368,000	407,000	431,100	462,000
16	247,300	292,400	345,000	378,100	416,700	440,100	469,100
17	254,700	300,600	354,400	386,400	425,500	447,300	476,100
18	262,100	308,800	364,200	394,400	433,500	453,600	480,900
19	268,900	317,000	374,200	402,200	439,800	458,700	484,900
20	275,800	324,900	381,800	409,100	445,900	463,100	488,800
21	282,800	332,800	389,000	414,300	450,200	466,900	492,600
22	289,500	340,600	396,100	419,000	454,400	470,600	496,400
23	296,300	348,300	402,400	423,300	458,000	474,300	
24	303,100	355,900	406,700	427,100	461,600	478,000	
25	309,800	363,300	410,700	430,800	465,200		
26	316,500	370,500	414,300	434,000	468,800		
27	323,200	377,500	417,900	437,200			
28	329,900	383,700	421,500				
29	336,800	387,900	424,500				
30	343,000	391,800	427,500				
31	348,600	395,400					
32	353,500	399,000					
33	358,500	402,500					
34	361,900	405,600					
35	365,200	408,500					
36	368,500						
37	371,800						
38	374,500						

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、平成四年 月 日から施行し、改正後の国会議員の給与等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

2 平成四年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規程の施行の前日までの間において、改正前の国会議員の給与等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員の、改正後の規程の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の級を異にして異動した国会議員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(国会議員が受けていた号給等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、国会議員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程及びこれに基

づく定めに従って定められたものでなければならぬ。

(切替日から平成四年四月三十日までの間の非常勤の国会議員の給与)

6 改正後の規程第十五条第一項の規定の切替日から平成四年四月三十日までの間における適用については、同項中「三万六千八百円」とあるのは、「三万三千六百円」とする。

(給与の内払)

7 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(両院議長協議決定への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

国会法改正等に関する小委員会議録第一号中
誤

二ページ四段一四行から一七行までを削り、次のとおり差しかえる。

第二条の二 審査会は、政治倫理に関し不当な疑惑を受けたとして議員から陳明資料を添えて第一条の審査の申出があつたときは、当該申出に係る事実を審査しなければならない。ただし、審査会は、明らかに当該事実を審査する理由がないと認めるときは、当該申出をした議員にその旨を通知して、審査しないことができる。

平成四年十二月七日印刷

平成四年十二月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K